

○中村学園大学短期大学部履修規程

平成 7 年 4 月 1 日

制定

第 1 章 総則

(総則)

第 1 条 本学における授業科目の履修は、中村学園大学短期大学部学則(以下「学則」という。)及びこの規程に定めるところによる。

第 2 章 科目の履修

(履修手続)

第 2 条 学生は、履修しようとする授業科目について、学年の始めに履修登録の手続きをしなければならない。

- 2 学期の中途から開始される授業科目については、別に定める期間に手続をしなければならない。
- 3 後学期に開講される授業科目について、別に定める期間において、履修の追加・取消の手続きをすることができる。
- 4 既に単位を授与された授業科目を履修することはできない。

(免許・資格取得届)

第 3 条 学則に示された免許・資格の取得を希望する者は、学年の始めに取得を希望する免許・資格を届出なければならない。

(受講制限)

第 4 条 授業の内容、教室の都合等により受講人員を制限することがある。

(閉講)

第 5 条 開講した授業科目でも、受講人員により閉講することがある。

第 3 章 授業

(授業時間)

第 6 条 授業時間は一つの時限を90分とし、2時間の授業内容と換算する。

(授業の時限)

第 7 条 授業の時限は次のとおりとする。

- 1 時限 午前 9 時から午前 10 時 30 分まで
- 2 時限 午前 10 時 45 分から午後 12 時 15 分まで
- 3 時限 午後 1 時 5 分から午後 2 時 35 分まで

4 時限 午後2時50分から午後4時20分まで

5 時限 午後4時35分から午後6時5分まで

(忌引)

第8条 忌引は、死亡の日を含め1親等は7日以内、2親等は5日以内、3親等は3日以内とする。(本学の定める休業日及び休講日を含む。)

(公欠)

第9条 次の各号の一に該当する者は、公欠とする。

- 一 教授会において認められた学外の実習を行う者。
- 二 学校保健安全法施行規則第18条に定める感染症に罹患した者。
- 三 その他教授会で承認された者。

(非常変災時の臨時休講)

第10条 非常変災その他急迫の事情があるときは、学長は、臨時に休講させることができる。

第4章 成績の評価

(評価の時期)

第11条 成績の評価は、各学期末に行う。ただし、通年科目は学年末とする。

- 2 卒業論文、卒業研究等の授業科目については、別に定める適切な方法により学修の成果を評価する。

(評価の基準・方法)

第12条 成績評価基準を明示し厳格な成績評価を実施するため、その基準と方法について各授業科目の担当者が定め、シラバスに明示する。

(評価の評語)

第13条 成績の評価は、次の評語によるものとし、秀・優・良・可を合格、不可は不合格とする。

秀(S)……100点から90点まで

優(A)……89点から80点まで

良(B)……79点から70点まで

可(C)……69点から60点まで

不可(D)……60点未満

- 2 試験欠席は追試験の評価が確定するまでは、欠席(E)とする。ただし、追試験を行わない科目については、不認定(F)とする。
- 3 失格、追試験欠席は、不認定(F)とする。

4 評価が判定できない事由がある場合、評価が確定するまでは、保留(R)とする。

(認定)

第14条 他大学等で取得した科目は認定(N)とし、教授会の議を経て、学長が単位を授与する。

第5章 試験

(試験)

第15条 試験は、各授業科目につき、学期ごとに15週にわたる期間内に行うことを原則とする。

(失格)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合は、失格とし試験を受けることができない。

- 一 授業料その他の納付金を納入していないとき。
- 二 出席回数が授業回数の3分の2に満たないとき。

(不正行為者の科目の取扱い)

第17条 受験中に不正行為をした場合は、その学期に履修した科目すべてを無効とし不認定とする。

(追試験)

第18条 疾病その他のやむを得ない事由によって試験を受けることができなかつた者に対しては、公的証明書を提出した場合に限り追試験を行うことがある。追試験を希望する学生は、その授業科目の担当教員の許可を受け、追試験受験願を提出しなければならない。

- 2 追試験を許可された者は、追試験料を追試験時までに納入しなければならない。ただし、追試験料は免除することがある。

(再試験)

第19条 試験の評価が不可の者に対し、再試験を行うことがある。

- 2 再試験を受験する者は、再試験料を再試験時までに納入しなければならない。

第6章 Grade Point Average

(Grade Point)

第20条 成績の評価に応じて5段階(4、3、2、1、0)の数直(Grade Point)を設定する。

成績の評価	Grade Point
秀(100点から90点まで)	4
優(89点から80点まで)	3
良(79点から70点まで)	2

可(69点から60点まで)	1
不可(60点未満)、不認定	0
保留、認定	対象外

(Grade Point Average)

第21条 各履修科目の「Grade Point」に、科目の単位数をかけた値を全履修科目分合算し、その値を全履修科目の単位数の合計で割ったものをGrade Point Average(以下「GPA」という)とする。

2 GPAは、次の各号により算出する。

- 一 年度ごとの「単年度GPA」
- 二 在学期間を通算した「総合GPA」

3 前項のGPAには、教職に関する授業科目を含む。

(GPA表彰)

第22条 前年度の「単年度GPA」が3.0以上の者から、各学科の上位3名を選考し、GPA表彰者として表彰する。

第7章 留年

(卒業認定による留年)

第23条 学則第22条の規定により卒業が認定されなかった者は、卒業認定による留年とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。